

烏取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

規

則

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事
平
林
鴻

鳥取県規則第七十三号

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

市町村に対して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

家畜取引法による市場再編整備地域の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定（九件）

土地改良事業の認可（三件）

土地改良法による換地計画の適否の決定（二件）

保安林の指定の解除（二件）

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告の要旨

（端数計算）
第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（端数計算）

第一条 この規則は普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の定めるところに基づき、市町村に對して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(半額実民税の基礎額に係る昭和56年度に係る標準額の算定方法)
銀川條 半額実民税の基礎額に係る昭和56年度に係る標準額の算定方法

標準額が、収事が次の算式並びに算定した額から。

算式

$$\left[\{ (56,454円 \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \right] \times 1.001503680$$

(56,454円 × α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 昭和55年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に別表第二の A の欄に定める率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B 昭和55年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち（h）欄に係る額に1.040を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）

C 昭和55年度市町村税課税状況等の調第16表（退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調）の表側「昭和54年度」のうち「計」欄に係る額に1.679を乗じて得た額（500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。）

D 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和56年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

a 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎とし

て算定した別表第二の B の欄に定める単位額補正率

（半額実民税の標準額の算定方法）

銀川條 半額実民税の標準額の算定方法

並みに算定した額から。

算式

$$(A \times B) \times (A \times B) \times 0.13575 \times 0.999580424$$

(A × B) に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数（500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。）

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{q}} \div 1.0055 \right) \times 1.0062$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和53年3月1日から昭和54年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

（標準額の標準額の算定方法）

銀川條 標準額の標準額の算定方法

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998464623$$

算式の符号

A 昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの電気料金（地方税法（昭和25年法律第226号）第488条に規定する料金相当額を含む。）に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和55年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\{(\sqrt{\frac{a}{\ell}} \div 1.1954) \times 0.9925\} \times 0.8584$$

a 前記Aと同じ。

b 昭和53年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

C 次の算式によつて算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\{(\sqrt{\frac{a}{\ell}} \div 1.3030) \times 1.0231\} \times 1.0480$$

a 前記Aと同じ。

b 昭和53年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.997725205$$

算式の符号

A 昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までのガス料金（地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス

事業者が昭和55年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

因	分	素材生産量補正率
坑木用材及びペルプ用材として使用されるもの		○・六六六八八九
他のもの		○・八〇一三〇一

昭和56年11月20日 金曜日

鳥取県公報

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999158729$$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により、昭和55年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$(\sqrt{\frac{a}{f}} \div 1.006) \times 0.993$$

a 前記Aに同じ。

β 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和53年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附註

- 1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に對して交付すべき昭和五十六年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 2 市町村に對して交付すべき昭和五十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いるべき基準税額等の算定に関する規則（昭和五十五年十一月鳥取県規則第五十九号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

市町村民税所得割に係る単位額補正率

別表第一（第三条関係）
市町村民税所得割に係る単位額補正率

		課税標準額の段階			
				乗	率
市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	1・0011	1・11011	東郷町	1・017	0・八九六
米子市	1・016	1・11111	三朝町	1・019	0・六一四
倉吉市	1・009	0・九五五	閑金町	1・014	0・五一九
境港市	○・九九九	○・九九九	北条町	1・071	0・六四九
国府町	1・014	○・七九八	大栄町	1・015	0・七二三
岩美町	○・九八六	○・七三八	東伯町	1・0五四	0・七九六
福部村	○・九九三	○・五六九	赤碕町	1・0五四	0・七七一
郡家町	○・九七九	○・七六六	西伯町	1・0四四	0・七一六

河原町	○・九七五	○・九八一	○・六八五	○・七三一
八東町	○・九九二	○・九六八	○・六九一	○・九一六
若桜町	○・九六八	○・七〇四	○・八三〇	○・八三〇
用瀬町	一・〇〇二	○・七三三	○・七〇七	○・七〇七
佐治村	一・〇一七	○・四八四	○・七六五	○・七三五
智頭町	一・〇一五	○・七六七	○・七八四	○・七八四
気高町	一・〇一六	○・七三四	○・六八一	○・六八一
鹿野町	一・〇一六	○・六三六	○・八二三	○・八二三
羽合町	一・〇三一	○・六八〇	○・七一三	○・七一三
泊村	一・〇三一	○・七三三	○・七八三	○・七八三

告示

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩美郡国府町大字糸谷	一・一五	昭和五十六年十一月十四日
森 医 院	境港市元町一八〇〇	昭和五十六年十一月十五日
伊藤歯科医院	鳥取市栄町四〇一 本通ビル三階	昭和五十六年十一月十六日
横川歯科医院	平林歯科医院	平林歯科医院
鶴見町	日野町	日野町
岸本町	白南町	白南町
日吉津村	中山町	中山町
淀江町	大山町	大山町
会見町	名和町	名和町
一・〇三六	一・〇一五	一・〇一五
○・七三一	○・九一六	○・九一六
○・九七五	○・八三〇	○・八三〇
○・七三五	○・七〇七	○・七〇七
○・七三五	○・七六五	○・七六五
○・七三五	○・七八四	○・七八四
○・七三五	○・六八一	○・六八一
○・七三五	○・八二三	○・八二三
○・七三五	○・七一三	○・七一三
○・七三五	○・七八三	○・七八三

鳥取県告示第千四十六号

富永産婦人科医	米子市日原八〇七	昭和五十六年十一月十日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津 四三六一	昭和五十六年十一月二日
木本歯科医院	倉吉市昭和町一七八一	昭和五十六年十一月四日

告示

鳥取県告示第千百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年十一月二十日

昭和56年11月20日 金曜日

鳥取県公報

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐々木 滋	鳥医第一、六八四号	昭和五十六年十月九日
皆木 真一	鳥医第一、六八五号	"

興地域、日野農業振興地域、江府農業振興地域及び溝口農業振興地域
鳥取県告示第千百四十八号
家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第十九条第一項の規定に基づき、市場再編整備地域を指定するので、同法第二十四条第一項及び第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第千百四十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九

条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十

二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え
置いて総覽に供する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称
広域整備計画（広域營農団地関連家畜市場整備計画）

二 対象地域

米子農業振興地域、境港農業振興地域、西伯農業振興地域、会見農業
振興地域、岸本農業振興地域、日吉津農業振興地域、淀江農業振興地域、
大山農業振興地域、名和農業振興地域、中山農業振興地域、日南農業振

- 2 1 新設する地域家畜市場
 - 1 位置 西伯郡岸本町大字久古
- 3 家畜取引法第三条の登録を受けるべき者の住所及び名称
鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

五 廃止する地域家畜市場

(一) 1 名称 西部家畜市場

2 位置 米子市吉岡字熊党

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県經濟農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(二) 1 名称 根雨家畜市場

2 位置 日野郡日野町根雨

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

(三) 1 名称 鳥取県經濟農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(四) 1 名称 溝口家畜市場

2 位置 日野郡溝口町溝口

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

(五) 1 名称 鳥取県經濟農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(六) 1 名称 鳥取市末広温泉町七二四

2 位置 日野郡江府町大字江尾

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

六 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(五) 1 名称 生山家畜市場

2 位置 日野郡日南町生山

3 開設者の住所及び名称

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県經濟農業協同組合連合会

4 廃止の時期 昭和五十八年三月三十一日

(六) 1 再編整備の目標を達成するのに要する期間

昭和五十六年十一月二十日から昭和五十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第百四十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	取去場所	飼料の名称	製造 年 月 日	試験結果の概要								備考
				粗たん 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	カルシ ウム	りん 塩基性 窒素	揮発性 水溶性 窒素	ペプシ ン消化率	
神戸市 日本農産工業株 式会社神戸工場	鳥取市秋里下六 反物403	(鶏)ノーサン印ブロイラー ジョイスタークリンブル ノーサン印肉用種飼育中 う育成用配合飼料 プロツシユB	56.9 16.2 3.3 3.4 6.3 1.51 0.56	23.6 7.4 2.5 4.5 0.90 0.60								
		ノーサン印肉用種飼育 後期用配合飼料 ハイミルコ	56.9 20.9 5.0 2.2 5.0 0.76 0.58									
鳥取市岩吉 132-7	鳥取ノーサン飼 料株式会社	(鶏)ノーサン印子豚人工乳 配合飼料 スパートG ノーサン印肉豚肥育用配 合飼料 スプリント ノーサン印種豚飼育用配 合飼料 アリードS	56.9 16.4 4.2 2.3 4.6 0.65 0.59	15.6 4.0 4.3 4.1 0.54 0.50								
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	鳥取市五反田町 3 鳥取県経済農業 協同組合連合会 鳥取支所	くみあい標準配合飼料 パワープロ後期仕上用 くみあい標準配合飼料 パワープロ後期	56.9 19.1 5.5 2.6 5.2 1.01 0.66									
神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社 工場	6号中目	くみあい混合飼料	56.8 9.5		1.6							
		くみあい配合飼料 肉牛用ペレット	56.8 13.2	3.9	3.5	5.3	0.75	0.49				
		(鶏)くみあい標準配合飼料 成鶏用エツツマツシユ16	56.8 16.4	4.5 2.8	12.3	3.80	0.72					
		くみあい標準配合飼料 スーパーピグAマツシユ	56.9 19.0	4.6 1.6	5.1	0.94	0.68					

		ニユーキングビーフ前期		56.9	14.5	3.4	5.8	6.1	0.87	0.57					
		ニユーキングビーフ後期 成飼用エッグマッシュ17													
鳥取市	鳥取市湯所町 2-43	鳥取市古海699	50.0%魚粉	56.9	56.9			18.5		0.1					
倉谷魚粉製造所	倉谷魚粉製造所	マルニ印配合飼料 種豚用サイクル	56.9	14.6	3.4	4.9	4.5	0.57	0.52						
神戸市	昭和産業株式会社 社内工場	株式会社ケンパ ン	マルニ印配合飼料 ベース	56.9	15.7	4.2	3.2	4.0	0.70	0.53					
		マルニ印配合飼料 クリーブ	56.9	18.5	5.1	2.0	4.7	0.78	0.61						
神戸市	東佑郡泊村石脇 800-14	日清印子豚用配合飼料 子豚ハイペースP	56.8	15.2	5.4	3.8	4.4	0.64	0.53						
	日清印子牛用配合飼料 ニッセンビーフ育成	56.9	14.6	3.7	5.7	6.6	1.02	0.57							
	中村産業株式会 社中部支店	日清印子牛用人工乳 ニューカーネスター	56.9	18.7	5.0	5.1	5.4	0.76	0.58						
		日清印種豚用配合飼料 ニューハイヅターレS	56.8	15.7	3.6	5.0	5.7	0.94	0.52						

注 1 飼料の名称の欄中「ニ」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県知長第廿伍田十

昭和五十六年九月十一日田中かわど河原田かわど母譲のめいた土地改良（農
木地区農道整備）事業計画について、検査した結果適切と認めたので、
土地改良法（昭和二十二年法律第二百九十九号）第九十六条の二第一項によ
つて準用する同法第八条第六項の規定による、次のとおり申出する。

昭和五十六年十一月十一日

鳥取県知事 平 林 雄

1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
河原町役場
- 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十一号

昭和五十六年九月二十四日付けで河原町から申請のあつた土地改良（渡一木地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
河原町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十二号

昭和五十六年九月二十五日付けで泊村から申請のあつた土地改良（宇谷地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
泊村役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十三号

昭和五十六年十月一日付けて佐治村から申請のあつた土地改良（佐治（飯盛山）地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

准用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
昭和五十六年十一月二十日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十四号

昭和五十六年十月八日付けて八東町から申請のあつた土地改良（岩渕地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百五十五号

昭和五十六年十月二十一日付けて溝口町から申請のあつた土地改良（末錬地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十六号

昭和五十六年十月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（船越地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十七号

昭和五十六年十月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（金屋谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

溝口町役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十八号

昭和五十六年十月三十一日付けで泊村から申請のあつた土地改良（宇谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百五十九号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（隼地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県告示第千百六十号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（山路地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百六十一号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（湖西地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十一月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百六十二号

昭和五十六年十月二十日付けで鳥取市から申請のあつた下味野地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
大山町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十三号

昭和五十六年十月二十一日付けで大山町から申請のあつた向原地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十一月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
大山町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二六（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

鳥取県告示第千百六十五号

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ出二四九七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

三 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
庄司健吉後援会	南岡繁夫	庄司昭満	境港市明治町七一一	
藤井績後援会	中山広次	藤井英雄	東伯郡泊村原五七〇	
鳥取西村政経懇話会	金田文夫	鳥取市富安二一四七	"	その他の政治団体
	林 利夫			

鳥取県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づづ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

他の政治団体の部島田安夫東部後援会の収入総額中「3,376,733」を「4,376,733」と改め、同後援会の収入の内訳中「寄附 1,300,

政治団体の名称	異動事項	新	旧
新見修東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安一 一一四	鳥取市行徳三 七一
自由民主党米子市義方支部	"	米子市角盤町三 一五八	米子市角盤町三 一九四
"	代表者	茅野恒治	都田照正
日本共産党鳥取県委員会	主たる事務所の所在地	鳥取市瓦町一〇	鳥取市寺町四 一一
中嶋知義後援会	会計責任者	沢田幹雄	岸本吉男

000 「寄附 2,300,000
個人分 1,000,000 に改め、同後援会の寄附の内訳中「(団
体会分) 1,300,000」
〔(個人分)
年間100万円以下のもの 1,000,
000 に改める。
000〕
(団体会分)
年間100万円以下のもの 1,300,
000」

鳥取県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の收支に関する報告書について、島田安夫東部後援会から訂正の報告があつたので、昭和五十六年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号（政治団体の收支に関する報告書の要領について）の一部を次のとおり訂正する。

昭和五十六年十一月二十日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 島

取 県

【定価 1部 1箇月1100円（送料を含む。）】